

函館港指定保税地域の上屋における輸出入貨物確認 事務取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、関税法（昭和29年法律第61号）第37条第1項により指定された函館港指定保税地域内の上屋における輸出入貨物の確認手続等を定めることにより、適正な貨物確認体制を確保し、もって輸出入貿易の円滑化に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規定は、函館港指定保税地域内にある中央ふ頭第1上屋および中央ふ頭第2上屋における輸出入貨物の確認事務を行う者について適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 輸出入貨物 外国貨物、および輸出しようとする貨物をいう。
- (2) 外国貨物 税関長の輸出の許可を受けた貨物または外国から本邦に到着した貨物で輸入の許可がされる前のものをいう。
- (3) 他の貨物 輸出入貨物以外の貨物をいう。
- (4) 蔵置 輸出入貨物を上屋内に配置することをいう。

第2章 責任体制

(責任体制)

第4条 第1条の目的を達成するために、次の職員による貨物確認体制を組織する。

(1) 総括責任者

港湾空港部管理課長が、これに当たるものとする。

(2) 担当責任者

港湾空港部管理課ふ頭管理事務所係長が、これに当たるものとする。

(3) 担当者

港湾空港部管理課ふ頭管理事務所係において上屋に係る事務を担当する係員が、これに当たるものとする。

(総括責任者)

第5条 総括責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 保税業務全般について、総合的に管理・監督すること。
- (2) 保税業務全般を的確に把握し、適切な指示を行うこと。
- (3) 荷主について、その資質や経営状態等を把握すること。

(担当責任者)

第6条 担当責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 保税業務全般について、管理・監督すること。
- (2) 担当者が行う業務を的確に把握し、適切な指示を行うこと。
- (3) 担当者が行う業務を、定期的に点検すること。
- (4) 荷主について、その資質や経営状態等の情報収集に努めること。

(担当者)

第7条 担当者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 輸出入貨物の搬入および搬出の確認を行うこと。
- (2) 輸出入貨物の蔵置の確認を行うこと。
- (3) 輸出入貨物の取扱いの確認を行うこと。
- (4) 輸出入貨物台帳への記帳を適確に行うこと。
- (5) 関係帳簿類の整理および保管を行うこと。
- (6) 税関に対する書類の提出および報告を行うこと。

第3章 貨物の確認手続き

(搬入の確認等)

第8条 搬入される輸出入貨物については、搬入関係書類（ポートノート、OLT等）と照合し、記号、番号、品名、数量等の相違および異状の有無を確認するものとする。

2 搬入が終了したときは、当該関係書類に貨物の到着年月日、搬入開始・終了の年月日および時間を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足または損傷があったときはその内容を注記するものとする。

(搬出の確認等)

第9条 搬出される輸出入貨物については、当該貨物を搬出しようとする者（荷主、通関業者、運送業者等）からあらかじめ提出された関係書類と照合し、記号、番号、品名、数量等の相違および異状の有無を確認のうえ、許可・承認書等に認印を押捺し、自己の責任において貨物の搬出を認めるものとする。

2 前項の規定による確認をしたときは、当該関係書類に搬出年月日その他必要事項を記載するものとする。

(蔵置の確認)

第10条 輸出入貨物は、他の貨物と混同しないよう区分して蔵置させるものとする。

(輸出入貨物の取扱いに係る管理)

第11条 蔵置された輸出入貨物を取り扱う場合の管理については、次のとおりとする。

(1) 内容の点検または改装、仕分けその他の手入れが行われる場合は税関に届出済であることを確認し、立合いを行うものとする。

(2) 外国貨物の見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為が行われる場合は、税関の許可を受けていることを確認し、立合いを行うものとする。

(記帳、報告および台帳等の保管)

第12条 関係書類への記帳は、輸出入貨物である旨を明らかにして、記帳すべき事実が発生した都度行うものとする。

2 関係書類の保存期間は、5年とするものとする。

3 輸出入貨物の搬入および搬出に係る届出書の写しその他輸出入貨物に係る関係帳票の保存期間は、2年とするものとする。

(連絡体制および連絡事項)

第13条 担当者は、次に掲げる事実を確認し、またはその疑いがあると認めるときは、直ちにその内容を税関ならびに必要な応じて荷主お

よび搬入業者等に連絡するとともに、担当責任者に報告するものとする。

- (1) 搬入された輸出入貨物について、搬入関係書類に記載された品名との相違、数量の過不足、重大な損傷またはこれに準ずる異状がある場合
- (2) 搬入および搬出される輸出入貨物もしくは蔵置中の輸出入貨物に異状を発見した場合または当該輸出入貨物の内容に不審がある場合
- (3) 覚せい剤、麻薬、大麻または銃砲刀剣類を発見した場合
- (4) 搬入された輸出入貨物について不審な照会があった場合または上屋に不審な人物の出入りがあった場合
(管理監督)

第14条 港湾空港部長は、この要領に基づく業務の実施に関し、管理監督を行うものとする。

附 則

この要領は、平成4年10月1日から施行する

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する